

第7回執行委員会を開催

郵政改革の取り組みは

正しい情報 正しい理解を...

4月24日10時から、第7回執行委員会(第2回拡大会議)を5F研修室で開催しました。

まずは、下山支部長のあいさつ「分会の代表者の参加ご苦労様です。全体としての意志一致の場としていきたいので活発な意見をお願いします。5月に第3次組織拡大強化期間がありますのでご協力を要請します」

支部長・書記長会議報告として、①郵政改革の取り組みは正しい情報正しい理解を...、②なれば後援会、新東京は1000名、更なる拡大要請、③組織状況報告28900人(東京)593増(全国大会後)、④期間雇用社員65才定年制、新東京100名対象者がまだ決定していない、⑤期間雇用社員の健

康診断、超勤扱いは「受けた時間」が対象となる、今春より実施、⑥JPEX精算問題、新しい文章が来ている(日通より正社員3千名、期間雇用社員7千名、現在の1・8倍の取扱量)、隣の日通施設は使わず3Fのみで処理することになるが、細部はまだ決まっていない、

⑦みらい研の加入促進、⑧4月29日第81回メーデー(新東京は50名が参加しました)⑨地本ゴルフコンペ、⑩第3回全国大会、6月9日〜11日千葉ポートアリーナ、⑪地方大会6月22日・23日鬼怒川、...などが報告され論議しました。
共済部から火災共済の更新の取り組みについて報告がありま

全国大会へ向けて支部委員会を開催します。 5月中旬予定

した。

組織部からは、第3次組織拡大強化期間として5月10日（24日）が設定されました。分会や支部の力を結集して職場の労働条件改善と処遇向上を取り組みつつ東京段階3万人組織化をめざそうと提起がありました。

分会からの意見として：

2 パック分会：分会代表を入れた会議の定期開催を実施して欲しい。全国大会や地方大会への意見集約はどうしていくのか。JP EXの資料をもらったが意見集約する場と支部プロジェクトを作りたい。7月1日スタートは夏期繁忙と重なり不安。

2 特分会：全国大会に向け支部オールの開催を求める。職場の安全問題の解決を要求する。

3 6号エレベーター何度も閉じ

込めや揺れが激しい。郵便物が閉じ込められる問題もある。天井エアコンからの水漏れ、修理と点検を局側に求めて欲しい。

3 特分会：2特3特の統合のあり方に疑問を持つ。会社側の説明がなされていない。場当たり的な崩し的に実施されている。これからどうなるかも不確実である。不信感がつのる。

1 輸分会：支部全体ではなかなか集まらない、階ごとの分会で集まる機会も考えて欲しい。

1 特分会：はつきりいつて要員が少なすぎる。1特へどんどん採用して欲しい。部制が新設されたが、なんのメリットがあるのかはつきりしない。

などなど：たくさん意見が出され活発で充実した議論になりました。

（おわり）

黄パレットの緊急点検を!!

重くて普段から使いづらい黄色の鉄パレで、またしてもけが人を出した。作りが安っぽいパレットもある。中棚をとめるロックがぐらぐらして作業中や移動中に外れることが、何度もある。たとえ、正しい使い方をしていてもけがをする構造であれば、パレット自体にも問題があるのではないか。ロック部分の改良と中棚の軽量化対策は、ぜひとも取り組んで欲しい。

以前、事故が発生したときに、安全衛生委員会でも話が出たことがあるとも聞く…。事故発生の原因究明と同時にギロチンパレットの緊急総点検と回収を！

**「宅配便事業統合に伴うターミナル支店の新設及び
地域区分事務等移管に関する具体的実施計画」に対する意見表明」の整理について**

本部は、4月16日に提示された「宅配便事業統合に伴うターミナル支店の新設及び地域区分事務等移管に関する具体的実施計画」に対し、各地方本部からの意見を踏まえ、4月22日に意見表明を行いました。

その後、集中的な交渉をの上4月30日に最終回答を引き出し、概ね到達点に達したと判断したことから整理を図りましたので周知いたします。

I 交渉のポイント（一部抜粋）

1 総論

(1) 要求事項

- ① 本部は、本施策の実施日がお中元繁忙時期と重なることから、事前に周到な対応策を講じ、オペレーションとシステム移行に万全を期すこと。
- ② 現ゆうパック利用顧客と現ペリカン便利利用顧客において2つの運賃体系が存続することと、昨年10月におけるEF地域での混乱が発生した経緯を踏まえ、付帯オペレーションの整理を行うこと。

(2) 回答

- ① 現在のペリカン便利利用顧客の承継状況も踏まえ、物数見込みを把握し、必要な要員確保等を行い、万全な体制を構築するとしています。

(※人員措置数等の根拠としては、現行の平常期の1.7倍を想定の上算出。支店別については別途、地方段階において説明するとしています。)

- ② 本年7月に向けて、集荷引継ぎに万全を期すとともに、引受・配達等に関し顧客毎の「顧客整理表」を作成の上、確実な移行を図るとしています。

さらに、集荷引継ぎについては、現在JP EXにおいて、顧客ごとの「集荷先リスト」を作成し、これに基づき5月末までに引継ぎを行うとしています。

2 要員関係

(1) 要求事項

- ① ターミナル支店の期間雇用社員の確保
- ② 地域区分事務の移管に伴い雇用替えとなる期間雇用社員についての雇用確保と、現行処遇の確保

(2) 回答

- ① 業務を承継することになるJPEXターミナルの契約社員の契約替え及び業務移管することになるJP統括支店からの期間雇用社員の雇用替えにより確保することを基本とするとしています。
- ② 基本的に本人希望に基づき対応するとし、現支店での継続雇用を希望する期間雇用社員については、同一支店内の他の業務への配置替えや担務の変更の斡旋を行うなど雇用確保に努めるとしています。また、近隣の他支店への契約替えを希望する場合は、その斡旋を行うと共に、「一定期間は契約替え前の労働条件を維持する特例を設ける方向で検討する」との見解を示しました。

3 業務（オペレーション）関係

(1) 要求事項

現場段階でのオペレーション詳細及び車両・機器類等の移行方法及び運送便の切替方法について

(2) 回答

ターミナル支店においては、一般支店で対応が困難な大口顧客の集荷、スキー・ゴルフ場等からの取集・配達業務、引受作業、差立・到着処理、それに伴う後方事務を行うとしています。

また、車両・機器類等の移行方法及び運送便の切替方法及び顧客対応体制等々について、現在検討中であると、5月中旬目途に支社に落とし込みを行い、その後、フロントラインまで周知するとしています。

4 施設関係等

(1) 要求事項

ターミナル支店の職場環境については、現JP支店と同等に整備するよう求めるとともに、公共交通機関での通勤が困難なターミナル支店において、通勤手段確保の考え方明らかにするよう求めました。

(2) 回答

更衣、休憩等必要な施設は確保するとし、全体的な環境整備については、施設のスペース、構造等を考慮した上で対応するとしています。

また、公共交通機関での通勤が困難なターミナル支店がある場合には、その実情を踏まえて、必要な対応を講じることとしています。

II 今後の対応

今後は、労使関係に関する協約に基づき、地方提示されることとなりますので、必要な組織対応を要請します。

以上

日 刊
ア
新東京

No. 399

2010年
5月10日(月)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

正社員・月給制契約社員への 登用要件の緩和を実現

期間雇用社員の正社員への登用について

5月7日、郵政グループ各社から、期間雇用社員の正社員への登用について、これまでの登用要件を大幅に緩和し、「勤続3年以上で、週所定労働時間30時間以上（郵便事業会社の短時間社員を含む）」の期間雇用社員については、正社員登用に応募できる対象とする考え方が示されました。

示された「期間雇用社員の正社

員への登用について」においては、正社員への登用要件の緩和のみが記されていますが、時給制契約社員から月給制契約社員への登用についても質したのに対し、会社側からは、「時期は確定できないが、現行登用スキームの月給制契約社員への登用についても、制度の均衡がとれるよう、登用要件を緩和して実施する。」との回答を得てお

り、実質的に、正社員・月給制契約社員への登用要件の緩和を実現することとなったものです。

J-P労組中央本部は、「2009年度（平成21年度）の実施数を大幅に上回る正社員への登用」の実現数を求めたのに対し、会社側は、「今後、希望者を募り、資格審査を行った上で、適格者を正社員へ登用するものであり、現時点では、具体的な登用人数については決定していない。ただ、これまでの登用人数を大幅に上回ることになるものと考えている。」としながら、「正社員への登用を拡大すれば、人件費の増加は避けられないことから、今後、更なる生産性の向上、



新規業務による収益の拡大等に努めていくとともに、あらゆる経費削減の方策について検討していく」との考えを明らかにしました。

JP労組中央本部は、今回の「正社員・月給制契約社員への登用要件の緩和」を一定の成果として受け止めつつ、具体的な実施要綱、実施スケジュール等の詳細については、労使協議を積み上げ明確にさせることとします。

また、避けられないとされる人件費増加に対応する方策等については、労使交渉による誠実で丁寧な対応を求めました。

JP労組中央本部は、今後、実現可能な登用拡大数の最大化を労使交渉で実現させていくことに全力をあげることとします。

期間雇用社員の正社員への登用について

高品質なサービスの提供と期間雇用社員の雇用の安定及び労働条件の向上を図る観点から、以下により、正社員への登用を行うこととしたい。

1. 正社員登用に応募できる者 勤続3年以上（月給制契約社員は勤続2年以上）で、週所定労働時間が30時間以上の60歳未満の期間雇用社員（注）とする。（注）郵便事業㈱の短時間社員を含み、スペシャリスト契約社員、エキスパート契約社員を除く。

2. 資格審査 (1) 一次審査（筆記試験 … 適性検査、作文） (2) 二次審査（面接 … 一次審査通過者に対して実施。過去1年の勤務成績等を参考としつつ、業務知識・技能、倫理・規律、お客様対応などを総合判断の上、可否を決定） 本年11月頃を目途に、二次審査の合格者を正社員に登用

3. 不合格者に対する研修 資格審査で不合格となった者のうち、希望者に対し、再度の資格審査に向けて業務知識・技能等の向上を図るための研修（職場研修、集合研修、通信教育講座）を行う。なお、こうした研修を行うほか、郵政グループ社員の資質向上を図るため、全国規模の研修施設として、郵政大学校を再生する。郵政大学校は持株会社の組織とし、グループ全社社員を対象にした人材育成施策を実施する。
(会社側の資料より)

変らぬ「正規」から 「非正規」への流れ

総務省が4月30日発表した3月の完全失業率は5・0%で前月より0・1%悪化した。また、同日、厚生労働省が発表した3月の有効求人倍率の方は前月より0・02%高い0・49倍で3カ月連続で「改善」した。完全失業者数は350万人で前年同月より15万人増えた。倒産やリストラなどでの失業が5万人増の111万人、自己都合の方は2万人減の101万人だった。

有効求人倍率は改善したとはいえその中身は、正社員は前年同月比10・3%減で、倍率も

前年同月を0・04%下回る0・28倍と相変わらず正規から非正規への流れは変わらず「改善した」とは言えるだろうか。

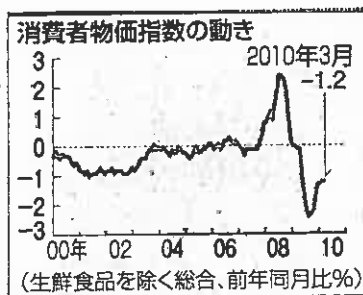
また、総務省が同時に発表した3月の全国消費者物価指数は生鮮食料品を除いた総合指数(2005年を100とした場合)が99・5となり、前年同月より1・2%下がった。下落は13カ月連続でデフレは長期化している。この数字、私たちに



どのように影響しているのだろうか。

低価格競争は労働者の賃金を引き下げ、雇用は正社員から非正規社員にシフトして人件費の削減に向かい、下落の付けは労働者に転嫁されている。

それにしても、つい最近まで景気が良いと大企業は空前の利益を得ていたが、そのお金はどこにいったのか。ちなみに、この間の労働者の賃金は下がり続けている。



日 刊 新東京	No. 401	2010年5月12日(木)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

継続交渉の要員課題 について整理をはかる

2010春季生活闘争については、2月23日に要求書を提出後、鋭意中央交渉を展開してきた結果、3月18日に、①正社員の一時金4.3月+α（夏期：2.15月、年末：2.15月+α【+αは秋以降に改めて交渉】）、②月給制契約社員の基本月額2,000円引き上げ等の交渉結果をもって妥結・整理をおこなってきたところです。

また、要員課題における正社員比率の引き上げについては、「要求を踏まえ、本年度の正社員登用数を上回る登用をおこなうとともに、登用要件を満たすための環境を整備するため、現在、具体的な方策について鋭意検討を進めているところであり、別途回答する」との前進回答をもって継続交渉の扱いとし、これまで交渉を重ねてきたところです。

4月28日、グループ各社から「平成21年度の実施数を大幅に上回る正社員への登用を行うこととする。」との回答が改めて示されたことから、「平成21年度の実施数を大幅に上回る」登用が確約されたものと判断し、「2010春季生活闘争要求書」に関する中央交渉を妥結・整理することとします。

なお、本部は「要員課題は、『あるべき労働力ポートフォリオに向けて』労使で協議を重ねてきている課題でもあり、労使の合意に基づいて進めるべきである。」ことを主張しており、成案ができ次第示される「新たな採用スキーム」や「業務知識・技能等の向上を図るための研修」等、具体的な実施要綱および実施時期について、早期に整理できるよう精力的に協議していくこととします。

従って、2月22日に設置した「中央春季生活闘争対策本部」については本日をもって解散し、今後は第22回参議院選挙に向けた取り組みに集中していくこととします。

日 刊	JP 新東京	No.402	2010年5月13日(木)
		日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部	
		TEL 03-5606-6784 内線 4353	

宅配便事業統合に伴う要員調整の実施に関する 期間雇用社員の労働条件について

4月30日に整理した「宅配便事業統合に伴うターミナル支店の新設及び地域区分事務等移管に関する具体的実施計画に対する意見表明」のうち、別途としていたターミナル支店の新設及び地域区分事務等移管に係る要員調整の実施に伴い他支店で勤務することとなる期間雇用社員（時給制契約社員）の労働条件について、10日、郵便事業会社は本部に対し、説明を行ってきました。

本部は、宅配便事業統合に伴う地域区分事務移管により、現在勤務するJP支店から他支店へ契約替えとなる時給制契約社員については、雇用確保を第一義に丁寧な対応と現行処遇の確保を求めてきたところです。

本案による取扱いについては、地域区分事務移管等により契約替えとなる時給制契約社員の不利益回避、支店内異動者等との整合性等を総合的に勘案し、整理を図りましたので周知します。

裏面に続く

宅配便事業統合に伴うターミナル支店の新設及び地域区分事務等移管に関する要員調整の実施に伴い、他支店で勤務することとなる期間雇用社員（時間制契約社員）の労働条件については、以下のとおり取り扱う。

基本賃金の取扱い

契約替え後の基本賃金が、契約替え前の基本賃金に達しない場合は、今回限りの措置として、平成23年2月期の定期評価に基づく資格給が支給されるまで（23年3月末まで）の間は、契約替え時に適用されていた時給を適用するものとする。

年次有給休暇の取扱い

今回限りの措置として、契約替え時点での年次有給休暇の残日数及び勤続年数は契約替え後の支店においても引き継ぐものとする。

今後の予定 第2回支部委員会

開催日時

平成22年5月22日(土) 13:00~17:00

開催場所

西大島総合区民センター(江東区大島4-5-1)

その他

各分会の代議員敬等、詳細は支部事務室に掲出中です。

日 刊	JP新東京	No. 403	2010年5月14日(金)
		日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部	
		TEL 03-5606-6784 内線 4353	

〈 月給制契約社員の給与改定について 〉

『2010春季生活闘争』において、月給契約社員の基本月額については、『2,000円のベースアップ』を行うことで妥結を整理したところですが、本日、グループ各社における給与改定ほか、適用日、差額精算日を含む詳細について、正式提案があり最終整理を図りましたのでお知らせいたします。

給与改定は昨年と同様、基本月額を一律2,000円引き上げることとし、適用日は2010年4月1日(木)となりました。

「基本賃金の特例措置(※)」を受けている社員についても2010年6月24日までに登用された場合は、当該基に2,000円の増額を行うことになりました。

(※)基本月額及び調整額の合計額が時給制契約社員としての基本賃金(時給)を月額化した額を下回る場合、その差額を基本月額に加算した額を基本月額として取り扱う。

なお、新賃金への移行は6月月例給与からしたことから差額精算は6月24日(木)以降準備でき次第行われます。

〈日本郵政〉〈郵便事業会社〉〈郵便局会社〉〈ゆうちょ銀行〉
 〈かんぽ生命〉〈共済組合〉一律2,000円の引き上げ額となります。

『2010JP労組東京フェスタ』の応募状況について

応募状況は、3,116名分の申込がありました。『JCBホール』の座席が2,355席のため今回も抽選となりました。

厳正なる抽選の結果、『当選者』に、5月11日郵送となりました。

『2010JP労組東京フェスタ』を楽しい一日にしてください。

日
刊

JP新東京

No.404

=2010年5月17日(月)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784 内線 4353

国際貢献活動

(ラオス・フィリピンカンパ) へご協力を！！

ラオス・フィリピンカンパは組合員のカンパ金のみで運営されている国際貢献支援行動です。教育を受け自分達の国を豊かにしていこうと日夜勉学に励むラオス・フィリピンの子供達の夢を叶える為ご協力をお願いします。

【派遣者の声】

2月にフィリピンに渡航し、現地でこのカンパ金がどのように使われどのように役立っているか確認してきました。出会った子供達誰もが「私達の夢を叶えてくれてありがとう」と深く感謝していました。カンパ金がなければこの制度の運営存続の危機と聞き引き続き行動しなければいけないと確信しました。

【 JP労組東京の国際貢献活動 】

フィリピン郵便労働者子弟に対する高等教育支援

JP労組は「UNI」(国際産業別労働組合組織)に加盟しています。私達はUNIを通じてフィルポスト(フィリピン郵便局)で働く仲間の子弟向けに奨学金制度を実施しています。皆さんの温かいご協力により毎年たくさんの優秀な学生が育っています。

ラオス遠隔地高校生支援

経済的・地理的条件などから高校進学を断念せざるを得ない生徒に高校での勉学の機会を作る制度です。現在90名の学生が皆さんからのご支援により寮生活をしながら勉強し、寮生は優秀な成績を収めています。

○取組強化期間;2010年5月1日~5月31日

支部・分会役員が呼びかけます。ご協力をお願いします。

新東京支部フットサルサークル

^{シントーキョー}
FC新東京からののお知らせ！！

5月18日から定期健康診断が始まるようです。受診の度、運動しているか聞かれ「少し運動しなくては・・・」などと感じる方も多いと思います。

また、連休明けから何をすることも意欲がわかないと感じている人もいるのではないのでしょうか。

我々FC新東京（新東京支部フットサルチーム）では、日頃の運動不足を解消したい、汗をかいて心身ともにリフレッシュしたいという方々が気軽に参加できるサークルを目指し活動中です。年齢・性別問わず誰でも気軽に参加できる活動を心がけています。少しでも興味のある方は是非覗いてみてください。

5月期の主な活動

5月23日（日）

夢の島フットサルコートでミズノフットサルプラザ主催のフットサル大会に出場します。

また、日勤終了後等事務棟屋上で軽くボール蹴りをしています。



～コラム～

先日友人と話をしていたら連休過ぎからやる気が起きないという話を聞きました。まさしく5月病！4月、新年度からはと気張る度合いが大きいほど5月病は重傷になるようです。そんな時は無理をせず、自分を見つめなおし頑張らないことが重要とのこと！規則正しい生活を送り、趣味などでストレスを残さない。一人で悩まず人と話すこともいいようです。

日 刊	JP 新東京	No.405	2010年5月18日(火)
		日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部	
		TEL 03-5606-6784 内線 4353	

「国民投票法」 問題を抱えたまま本日施行

国民投票法って？

皆さんは、憲法改正論議という言葉聞いたことがあると思います。現行憲法が施行されてから63年が経過しましたが、自衛隊の合憲化や天皇の元首化を提言する「改憲派」と平和憲法を護っていこうとする「護憲派」との間で、憲法9条の改正を軸とした議論がなされてきました。

日本国憲法96条において、憲法を改正するためには国会における決議だけでなく、国民への提案とその承認を得る必要がある旨を定めています。国民投票法は、憲法改正が国会で成立した後、国民の承認を得る（これを国民投票といいます）具体的な手続きを定めた法律です。

本日の施行により、理論上これからは、いつでも憲法改正案の国会提出が可能となります。

* 憲法9条の改正については、「戦力の不保持」「交戦権の否認」の規定をなくし、「自衛軍」を明記して、自衛隊の武力行使目的の派兵を正当化する草案が自民党の新憲法草案で明らかにされています。

* 改憲を公約に掲げた自民党が2007年の参議院選に大敗したことで、現在9条の改憲議論は低調です。しかし世論調査で、改憲に賛成派と反対派がほぼ同数であることが判明しています。

この法律の問題点

一つ目は、最低投票率という制度を設けないため、非常に低い投票率でも有効投票の過半数に達すれば、国民の承認があったと見なされます。できる限り情報と活動を規制し、国民全体が関心ももたず、理解もしないうちにできる限

りすみやかに投票を行い、国民を騙してでも改正してしまおうという考え方も見えてしまうのです。これは極端な見解ではありますが、少なくとも国民の大多数が参加しない投票であっても改正できてしまうことは、避けたいことだと言えます。

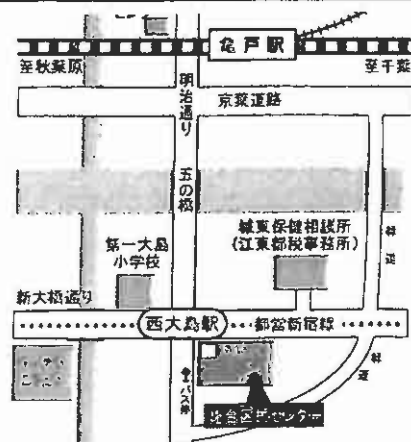
二つ目は、公務員や教育者の、地位を利用した投票運動が禁止されていることです。公立学校の先生が授業で、「戦争放棄を規定した9条を改正することは、先生は反対です。」と発言した場合、公務員法上の懲戒処分の対象になる可能性があることです。公務員も改正の賛否を表明できるように政治的行為の制限規定の見直しなどを行う必要があるのです。

三つ目は、テレビやラジオによるCMが自由にできる点です。(投票日の2週間前からは禁止されてはいます。)当然、お金がかかります。資金に余裕のある政界財界の著名人や企業などが「憲法改正に賛成しましょう」とバンバンCMをだすことはあっても、資金力のない市民団体が「改正反対」の広告を頻繁にだすことは困難でしょう。これでは国民が冷静に考えようとしても、CMで考え方が流されてしまう危険性があるのです。

63年間1度も改正されていない点で、日本国憲法は硬性憲法といわれています。現行のまま憲法を維持していくことが平和の維持につながります。国民投票法なんて、本当に必要なのでしょうか。

支部委員会開催

5月22日(土)13時より
場所 総合区民センター
(西大島駅 A4 出口徒歩1分)



日
刊

JP 新東京

No.406

2010年5月19日(水)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784 内線 4353

「労使関係に関する協約」に基づく年度実施 計画要綱の提示(平成22年度)に対する意見 表明に対する回答整理

中央本部は、3月31日に会社から提示された「労使関係に関する協約」に基づく年度実施計画要綱(平成22年度)に対して意見表明を行い、鋭意交渉を重ねてきましたが、中央本部としては高交渉の到達点に達したものと判断し、整理を図りましたのでここにお知らせします。

要求	回答
<p>①. 各効率化施策の具体的提示にあたっては、ルールに基づき丁寧に対応されたい。</p> <p>また、期間雇用社員の雇用不安に繋がる事がないよう適正な本社指導を行われたい。</p>	<p>①. 各種効率化施策の実施にあたっては、事前協議のルールに則り、適切に対応していきます。</p> <p>また、期間雇用社員は会社の重要な戦力であることを認識し、その雇用管理にあたっては、労働法令に則り適切に対応していく事としたい。</p>

②. 業務量に応じた要員の見直しを行う
としているが、業務量増・減要素等、
業務量を要員数にどのように反映させ
るのか会社の考え方を明らかにされたい。

③. 書留オペレーションの見直しによる
一般支店及び統括支店における要員配
置の考え方について明らかにされたい。

④. 書留オペレーションの見直しにあた
っては、現在の試行状況を検証した上
で、業務運行、必要労働力等、万全の
体制を期されたい。

②. 物数減少等により支店の業務量についても
変化している事から、業務量に見合った適正
な要員配置とするよう取り組んでいく必要が
あると考えています。

今後、宅配便事業統合等により、更に支店
の業務量が増える事から、各支店の実情に
応じた要員配置となるよう配意していきま
す。

また、業務量の増減要素を要員数に反映さ
せる場合には、物数の増減幅とそれに対応す
る労働力の増減幅が必ずしも一致しない事も
考慮し、要員配置の見直しを行っていく事と
したい。

③. 22年度の試行状況(一般支店、統括支店
における業務量の増減及び要員配置)を踏ま
え、23年度に適正な労働力を措置します。

④. 各支社1統括支店の試行状況を踏まえ、業
務運行確保に応じた労働力及び運送便等の調
整を行います。

なお、統括支店エリアの業務量等を考慮し、
平成22年9月から段階的に試行を拡大しま
す。

日 刊 新東京	No.407	2010年5月20日(木)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

韓国、台湾、上海及び香港あてEMSの スピードアップ等について

概要は、韓国、台湾、上海及び香港あてEMSのスピードアップについては、現行、ソウル及び台北あてが12時頃、上海及び香港あては15時頃締切時刻となっていますが、今後、民間クーリエと競合していくために、この翌日配達EMSの締切時刻を19時にし、EMS専用便(CC便)の起点支店19:10発を新設して、東京国際支店に送付後、羽田空港経由で那覇空港から対象地域各地へ空輸し、翌日配達サービスの改善を行うというものです。

新設するCC便へは、翌日配達対象地域(国)のみを搭載するとしています。

これに関連して、外国来タイムサーテンの配達支店への送付について、直送便が運行されている支店へは直送便を活用して送付し、タイムサーテン便を廃止します。

なお、直送便が運行されていない上野、浅草及び落合支店については、当該EMSを東京国際支店で配達支店あてパレットを作成し、新東京支店経由伝下3号便により送付することとなります。

オペレーション変更対象となる支店は別紙のとおり東京国際支店を含め20支店で、実施日は平成22年6月1日(火)です。

CC便の運行回数が純増となる浅草支店、落合支店については、時間制定数で0.5人をそれぞれ措置するとしています。

このようなオペレーションの変更から、外国来タイムサーテンは13時までの配達となっていました。直送便により運送する配達支店については、韓国、台湾来を午前中、香港来を14時までの配達に変更することとなります。

地本は、新設されるCC便の東京国際支店到着時刻が20:15頃着、21:20発で羽田空港へ送付する必要があるとしていることから、東京国際支店での結束業務に問題が無いのか確認したところ、支社は、東京国際支店で要員を含め結束確保できるよう準備しているとしています。

また、お客様への周知について確認したところ、窓口へのお客さま周知チラシの掲示や営業専門要員による民間クーリエを利用している企業に対して訪問営業を行い周知していくとしています。

今回新設するCC便は、東京国際支店到着後、起点支店に戻る時刻が21時を過ぎるため、運行担当する期間雇用社員のサービス表で21:30までのサービス表がない晴海支店、高輪支店、代々木支店、落合支店についてはサービス表新設が必要となりますので、関係支部に対してサービス表の提示が行われますので対応をお願いします。

1 概要

(1) 韓国、台湾、上海及び香港あてEMSのスピードアップ

現行、韓国（ソウル）及び台湾（台北）あてが12時頃、上海（主要部）及び香港（全域）あては15時頃となっている翌日配達EMSの締切時刻を、19時（東京国際支店は20時）まで（集荷は18時頃まで）とし、新設するEMS専用便（以下「CC便」という。）で東京国際支店へ送付し、全日空沖縄ハブを活用して翌日配達を実施する（神田及び日本橋支店は、東京国際支店起点伝送便（以下「直送便」という。）により送付。）。

(2) 外国来タイムサーテンの運送方法の見直し

外国来タイムサーテンの配達支店への送付について、直送便が運行されている支店へは直送便を活用して送付し、タイムサーテン便（以下「TCS便」という。）を廃止する（韓国、台湾来→直送1号便・香港来→直送2号便）。

なお、直送便が運行されていない上野、浅草及び落合支店について、韓国、台湾来タイムサーテンは、東京国際支店で配達支店あてパレットを作成し、新東京支店経由で伝送下3により送付する（香港来のタイムサーテンは、現行のTCS便により運送する。）。

2 対象支店

銀座、神田、麹町、日本橋、晴海、芝、赤坂、高輪、上野、浅草、小石川、本郷、渋谷、代々木、新宿、落合、牛込、新宿北、豊島及び東京国際支店

※ はCC便、TCS便の起点支店。

3 要員措置

CC便の運行回数が純増となる浅草及び落合支店へ、次のとおり措置する。

浅草支店 第一集配営業課 外務 時間制定数（一般） 0.5人増

落合支店 集配営業課 外務 時間制定数（一般） 0.5人増

4 外国来タイムサーテンの取扱方法の変更

外国来タイムサーテンは13時までの配達となっているが、直送便により運送する配達支店については、韓国、台湾来を午前中、香港来を14時までの配達とする。

5 実施月日

平成22年6月1日（火）

6 その他

(1) 新設するCC便へは翌日配達対象地域（国）のみを搭載する。

なお、直送便等でパレット運送する場合は、パレットに「優先EMS」等の紙片を貼付する。

(2) 外国来タイムサーテンを搭載したパレットへは、東京国際支店で「タイムサーテン在中」等の紙片を貼付する。

日 JP新東京 刊	No. 408	2010年5月21日(金)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

JP年金共済「ゆとりプラン」「積立金のお知らせ」家庭送付と

2010年度の取組み時期について（郵愛関係）

標記について、組合員の退職後の生活を豊かにするためのJP年金共済「ゆとりプラン」の一斉取組みは、例年6月中旬～7月末締め切りにて行っていました。

今年度については諸般の事情を考慮し、既加入者の掛金変更の取組みと、未加入者の新規加入の取組み時期をずらして行うこととします。それに伴い支部での配付業務の軽減も考慮し、例年は支部送付している「積立金のお知らせ」を、今年度は家庭送付することとします。

別紙スケジュールの通り、まず既加入者の皆さんには「積立金のお知らせ」と掛金変更（増額）の案内が家庭送付されます。なお掛金変更申込みは、例年通り7月末締切とします。その後、支部宛に未加入者の新規加入案内を発送し、8月末締切として段階的に取組みます。いずれも年に1度の取組みとなりますので、よろしくお願ひします。

記

1. 「積立金のお知らせ」と掛金変更案内を6月中旬に家庭送付（既加入者向け）

JP年金共済「ゆとりプラン」の決算が終わり、既加入者に毎年1回発行されている「積立金のお知らせ」が、今年も発行されます。2010年2月1日計算基準年月日（2009/12/24引落とし分が反映）の積立金残高が記載されています。掛金変更の申込書類とあわせて、6月14日（月）の週に、既加入者の家庭に到着するよう、送付します。送付物は次の通りです。

- ◆ 「積立金のお知らせ」（圧着はがき）
- ◆ JP年金共済「ゆとりプラン」 2010年7月版新パンフレット
- ◆ 掛金変更申込書兼半年払申込書〔既加入者用〕（様式：年2号平成22年度以降版）
- ◆ （株）郵愛宛の返信用封筒

掛金変更の取組みは（株）郵愛到着7月30日（金）が締切となり、月払いは9月24日（金）引落としから、半年払いは12月24日（金）引落としから変更後の掛金となります。

10月1日の効力発生日以降、申込者の家庭に新しい加入者証を送付します。

JP労組 新東京支部 ホームページ <http://jpgu137.cafe.coocan.jp/>

日 刊 JP 新東京	No.408	2010年5月24日(月)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

期間雇用社員（時給制）の スキル基準モデル等に対する要求メモ 整理について

現在、期間雇用社員（時給制等）のスキル評価は、本社が示すスキル基準モデルをベースに各勤務場所等で事務別に策定したスキル基準に基づいて行われています。

このスキル基準モデルは、民営化時に中央労使で意思疎通を行って以降、各社ともほとんど見直し等が行われていないこと、また、制度導入時に「各郵便局の実態に応じて定めることとなるスキル評価基準については、職員にとって重要な事項であるので、情報提供することとしたい。」として、単局の扱いとして労使確認していますが、これまで決議機関等で現場段階における情報提供を求める意見があげられるなど、見直しが行われる際の取り扱いが不明確ではないかと思慮されることから、これら課題に対する要求メモをグループ各社に提出して交渉を積み上げてきました。

J P 労組中央本部は、別紙のとおり、グループ各社より、スキル基準モデルの現行化に対する考え方やスキル基準の見直しを行った際の現場段階への情報提供をあらためて周知徹底する旨の回答を示させたことから、整理を図りましたので周知します。

要求メモに対する回答は以下のとおりです。

1. 現行スキル基準モデルが現在の業務実態にマッチしているかを検証の上、必要な見直しを行うこと

郵便事業会社を除く4社から、現行の期間雇用社員（時給制等）のスキル基準モデルの内容について、現在の業務実態を踏まえて確認したところ、現行のスキル基準モデルの変更を要するほどの問題等は生じていないことから、現時点においてスキル基準モデルの変更は行わない、という考え方を示しました。

郵便事業会社は、現行の期間雇用社員（時給制等）のスキル基準モデルの内容については、適正なスキル評価を実施する観点から、民営化後の業務

取扱方法の変更等（情報システムの変更等を含む。）を反映したものに
見直し、各支店において評価項目の見直しができるようにしたい、として「契
約社員Ⅱ等のスキル基準モデルの見直し（現改比較表）を参考として示し
てきました。

2. スキル基準の見直しに当たっては、組合へ情報提供を行うよう再度 徹底すること

「各事業所においてスキル基準の見直しを図った際には、貴組合に対し情
報提供を行うよう周知徹底することとしたい」というグループ統一の考え
方を示してきました。

【郵便内務関係（計画）】

ランク	スキル基準モデル	同左 修正(案)
C	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話受付（取次ぎ）ができる（<input checked="" type="checkbox"/>）郵便物等の再配達等依 頼の受付を含む。） ○ 指示に基づき、グラフ、文書など簡単な資料作成ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 ○ パソコンにより文字入力、計算機への数字入力ができる。
B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便物等料金照会、<input checked="" type="checkbox"/>郵便物等に関する照会等に対 して電話対応ができる。 ○ 「Cランク」のスキル基準を満たしている。 	同左
A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情・申告対応ができる。 ○ 他の時給制契約社員等に対して、指示・指導ができる。 ○ パソコンにより文章作成、表計算ソフトを使うことができる。 ○ 「Bランク」のスキル基準を満たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情・申告対応ができる（制度の趣旨を理解の上、お客さまに対 して確実な説明・電話対応ができる。） 同左 ○ パソコンにより文書作成、表計算ができる。 同左

【郵便内務関係（一般）】

ランク	現 在	同左 修正(案)
C	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発着作業ができる。 ○ 差立区分作業ができる。 ○ 配達区分作業ができる。 ○ 追跡システム及び国際郵便情報システムの到着情報が完 全入力できる。 ○ 引受作業（内務）ができる。 ○ 残留点検ができる。 ○ 基本的な郵便のしくみや料金の体系が分かる。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 ○ ゆうパック、国際小包及びEMSの到着情報が完全入力できる。 同左
B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便物等の特殊取扱に関する作業ができる。 ○ 翌朝 10 時郵便（モーニング 10）追跡システム及び書留情報シ ステムの到着情報が完全入力できる。 ○ 便編成ができる。 ○ 「Cランク」のスキル基準を満たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 書留郵便物等、特殊室で取り扱う郵便物の到着情報が完全入力 できる。 同左
A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 料金徴収郵便物等の処理ができる。 ○ 郵便内務全般の作業ができる。 	同左

日 刊 JP 新東京	No.411	2010年5月26日(水)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部	
	TEL 03-5606-6784 内線 4353	

組織結成以来、最高組織数を更新中

組織は拡大基調が定着、もうひと踏ん張りを!

私たち新東京支部では、ゴールデンウィーク明けから2週間、「第3次組織拡大集中行動」に取り組んできました。期間中、各職場における努力の結果、12名(正社員1名、時給制パートナー社員11名)の新たな仲間がJP労組に結集して、1,082名(5/20現在)となりました。今年度の支部の組織拡大状況は現在、正社員から6名、月給制・時給制のパートナー社員から62名、あわせて68名となっています。しかし、3・4月期の退職・管理職登用数等を埋めきるまで、あともう少しの現状にあります。7月末に開催予定の支部大会まで、継続して取り組みますので、組合員の皆さんの協力をよろしくお願いいたします。

全国的には232,591人(3/24現在)となり、JP労組結成以来の最高組織数を毎月更新しつつ、退職等の組織減を乗り越える大きな成果が、全国大会議案書でも明らかにされています。

もっと楽しく元気で働ける職場へ

今年度は、支部内のすべての分会で新たな仲間を迎える成果をあげることができました。大きな成果をあげている分会の取り組みに共通するのは、分会役員会の開催、歓送迎会等をはじめ「組合員が集まる」企画の実施、共済の取り組み、日刊紙の配布等々…、目に見えるJP労組役員の日常活動と加入の呼びかけが行われていることです。そして、新しい仲間の皆さんの加入が、支部・分会活動の活性化にも寄与しながら、さらに仲間の輪を拡大させています。

労働組合未加入の皆さん方が、JP労組へ総結集することが、もっと楽しく元気で働ける職場づくりへと必ずつながっていきます。

パートナー社員の仲間の J P 労組加入の意義は大きい

「真に組合員の幸せづくり」のための様々な運動を推進していくためには、組織基盤の確立と強化が不可欠です。現在、J P 労組には約 5 万人のパートナー組合員の仲間がいます。18 万人の正社員の組合員も 5 万人のパートナー組合員のことを意識しなければ運動も組織運営もできません。「非正規雇用」といわれる人も含めた働く仲間全体のことを考える労働運動へと努力しています。

J P 労組は、これまで推し進められてきた「非正規化」「転力化」の品質面・コスト面等からの評価・反省と、行き過ぎた非正規化の是正等は、喫緊な課題である、との判断の下、「2010 春期生活闘争」では、正社員率の引き上げを中心とした要員課題について強く求めてきました。経営側からは「平成 21 年度の実施数を大幅に上回る正社員への登用を行う」との正式回答を得ながらも、「現在、新たな登用スキームを検討している」ことや、「研修を充実する」こと等については、「成案を得次第、別途お示しすることとしたい」となっています。実現可能な拡大数の最大化を労使交渉で求めている現状にあります。要求実現のためには、中央交渉をバックアップする組織体制づくりが大切です。

J P 労組の底力を発揮するとき

2001 年「郵政事業庁」～2003 年「郵政公社」～2007 年「日本郵政グループ(民営・分社化)」、そして、今回の「郵政改革」へと、この 10 年間でめまぐるしく経営形態が変わり、私たちは当事者として大変な苦労を強いられてきました。

現在の郵政三事業ともに急速な事業縮小が進んでいます。すると、郵便局ネットワークの維持が困難になり、深刻な経営状態となる可能性もあります。経営上行き詰まるような改革は真の改革とはならず、お客様の利便性も私たちの雇用確保も困難です。

今国会にかけられている「郵政改革関連法案」は、J P 労組として総じて改革の方向性は評価できる内容であり、早期成立を目指す立場です。

今回が最後の郵政見直しとなるよう求めています。容易ではありません。そこで、私たちは政権の安定化を目指すとともに、郵政の変遷に伴う混乱や痛みを知り尽くした証人として、私たち自身の代表として「なんば巽二」を国政の場へ送り出すために今夏の参議院選挙を組織の正念場の闘いとしてとりくんでいます。

日 刊 JP 新東京	No. 4 1 2	2010年 5月27日(木)
	日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
	03-5606-6784	内線 4353

支部代表者会議開催

昨日、5月26日(水)に支部代表者会議が、全通会館で開催されました。会議の内容は第3回定期全国大会の議案審議を中心に行われ、5月22日(土)に開催した第2回支部委員会の内容を提言してきました。

I 提案にあたって

- ・春闘における正社員の一時金マイナス(0.1ヶ月分)、ベアの要求なしでは社員のモチベーションがあがらない。
- ・月給制社員のベア2,000円を勝ち取ると評価しているが、要求は10,000円であった。評価に値するのか？
- ・勤務形態により正社員登用の対象とならない勤務者への要件緩和策等の対応を！
- ・新規採用者及び月給制社員から正社員への登用を増やしていかないと、職場内での活性化が図れない。

VIII 郵政事業の持続的発展に向けて

- ・宅配便事業統合におけるシステム対応とオペレーション移行の課題については、詳細になっていない事項が多岐にわたり、準備期間が確保できない。混乱なく7月1日を迎えるのは難しい現状であり、お客さまからの信用・信頼が失墜してしまうのではないのか？
- ・宅配便事業統合における混乱は必至である。統合延期時の反省事項が活かされていない。何度同じ失敗を繰り返せば気が済むのか？
- ・宅配便事業統合計画における859億円の損失に対する責任問題は？

※ 以上以外にも活発な意見討論が行われました。

2010春季生活闘争において、正社員の一時金を年間支給月数4.3月+a(内訳：夏期2.15・年末2.15+a)で妥結しましたが、本日、あらためてグループ各社より夏期一時金を2.15月とすることをはじめ社員区分別支給等、詳細について、正式提案がありました。

本部は、本提案内容について、これまでの労使確認に基づいたものであることから、これを了とし、整理を図りましたので周知します。

なお、共済組合職員についても同様の取り扱いとすることで整理を図りました。

◎ 一般社員

(基本給+扶養手当+調整手当+職務段階別等加算)×支給月数
《在職期間》

- ・ 6か月 2.15 月
- ・ 3か月以上6か月未満 1.29 月
- ・ 3か月未満 0.645 月

◎ 高齢者再雇用社員

(基本給+調整手当+職務段階別等加算)×支給月数
《在職期間》

- ・ 6か月 1.1 月
- ・ 3か月以上6か月未満 0.66 月
- ・ 3か月未満 0.33 月

◎ 月給制契約社員

基本賃金×0.3×1.8

◎ 時給制契約社員(パートタイマー)

基本賃金の合計÷6×0.3×実際勤務日数に応じた割合
《実際勤務日数》

- ・ 120日以上 1.3(※1)
- ・ 100日以上 1.2
- ・ 80日以上 1.1
- ・ 80日未満(※2) 1.0

※1：1日の正規の勤務時間数が8時間である者は1.8

※2：実際勤務日数が60日以上ある者に限る

以上

支給日は、6月30日以降、準備出来次第となります。

大阪中央郵便局敷地開発 事業計画の見直しについて

大阪中央郵便局開発計画は、J
R西日本グループとの共同開発で
進められていましたが、日本郵政
と郵便局会社より昨今の経済状況
にかんがみ、事業推進の判断検討
を行うため、竣工時期を当初の予
定であった2012年から延期す
るとの情報提供がありました。

J P 労組中央本部が、この開発
計画の見直しの理由にある経済状

況について、理由を質したところ、
本社から「現在、大阪のオフィス
マーケットは、非常に厳しい状況
にあり、今後数年間は、大阪周辺
のオフィス供給が過熱化すること
が見込まれている。共同事業者で
あるJR西日本グループとの協議
を重ねてきた結果、動向を見極め
た上で事業推進の判断をする方向
での結論に達した」との考え方を

明らかにしてきました。
本部としては、グループ経営に
とって不動産事業は、大きな柱で
あり、組合員にとっても大きな関
心事の一つであることから延期は
遺憾としながらも、収益性の観点
から、修正判断はやむを得ないも
のと判断するところです。

すでに昨年5月から郵便事業(大
阪支店駅前分室)、郵便局(大阪中
央郵便局)、ゆうちょ銀行(大阪支
店)の3社が大阪駅前第1ビルに
移転しており、少なくとも当初予
定していた平成24年末までは入
居することとしていることから、
入居社員へのより丁寧かつ詳細な
説明を行うとともに、状況変化の
都度、本部に対し、情報提供を行
うよう、申し入れたものです。
詳しくは、支部事務室まで…

4月の給与明細書から 組合費等給与控除が変わっています

組合員からの問い合わせが、何件かありますので再度おさらい…

4月の給与から、組合費等の控除される金額が変更になっている組合員が多くいます。基本的には下記表①②③の項目の合計です。

1.総合共済の掛金が変わっています。(ポストライフ)

- ・旧全郵政のJP共済に加入していた人で、ポストライフに移行した人は、600円/月から750円/月になります。
- ・旧全逓のポストライフ共済に加入していた人は、850円/月から750円/月になります。

2.生命共済である「きずな」の掛金は、毎月引かれます。

3.組合費が変わる場合があります。

- ・組合費の算出方法が年齢別となっているため4月から徴収額が増える場合があります。

ポストライフ	750円
JP共済	600円

S (4000万)	8,200円
L (3500万)	7,175円
A (3000万)	6,150円
B (2500万)	5,125円
C (2000万)	4,100円
D (1500万)	3,075円
E (1000万)	2,050円
F (500万)	1,025円
G (300万)	615円
配偶者800万	1,640円
配偶者600万	1,230円
配偶者300万	615円
子供 300万	240円

正規社員	20歳未満	3,300円
正規社員	20歳～24歳	3,600円
正規社員	25歳～29歳	3,900円
正規社員	30歳～34歳	4,100円
正規社員	35歳～39歳	4,300円
正規社員	40歳～44歳	4,500円
正規社員	45歳～49歳	4,700円
正規社員	50歳～54歳	4,900円
正規社員	55歳～	4,900円
スペシャリスト契約社員		1,600円
エキスパート契約社員		1,600円
月給制契約社員		1,600円
時給制契約社員		1,000円
パートタイマー		1,000円
郵政短時間社員		1,000円
高齢再雇用社員(フル)		1,600円
高齢再雇用社員(短時間)		1,000円

※ 医療共済「マイガード」は毎月通帳から引き落とされます。

日 刊	JP 新東京	No.414	2010年5月31日(月)
		日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部	
		TEL 03-5606-6784 内線 4353	

「独身寮ワンルーム化工事について」

2009・2010年度における社宅の集約における要求交渉において、独身社宅における共同トイレ、共同浴室の改善を強く求めたところ、2010年度においては、JP労組からの強い要望を踏まえ、独身社宅の居住性向上(独身寮のワンルーム化(居室内にトイレ、浴室を設置))を実施するとの前進回答が示されました。主な内容は以下のとおりです。

○対象社宅(11社宅)

南行徳寮、柏寮(関東)、高島平寮、調布寮、昭島寮、府中日新寮、目黒寮(東京)、川崎有馬寮、瀬谷寮、日吉寮、横浜太尾寮(南関東)

○主な想定スケジュール等

- ① 設計等 平成22年5月～6月
- ② 契約事務 平成22年6月～7月
- ③ 工事期間 平成22年7月～最長平成24年5月

※設計・工事監理等は郵便局株式会社が日本郵政株式会社へ業務委託し、日本郵政株式会社が主体的に実施する。

○入居者の移転方法及び移転費用について

配管などを新たに敷設することから、縦列の部屋を単位

に工事を進め、鉄骨部分を残して新築同様の改修工事を行い、基本的には寮内の他の空部屋に移転していただき、工事終了後に元の部屋に戻る方法を行うとしています。

工事期間は、大規模工事となること等から、原則として平成23年度にまたがる繰越工事となる見込み(目黒寮(東京)は、耐震補強工事を併せて行うことから、設計期間等を考慮して、平成23年3月頃から平成24年5月頃の間)に工事実施予定)であり、現在、設計・工事監理委託先である日本郵政株式会社において詳細スケジュールを策定中です。

また、入居者の移転については工事費用に含めて業者が実施することから、入居者の負担は発生しないとし、入居状況や工事の進め方によっては、近隣の民間アパートに移転していただく場合もあるが、その場合でも、費用は会社が負担するという考え方を示しました。

なお、民間アパートに移転が必要な場合は、事前説明会で説明するとしています。

○工事完了後の社宅利用料について

社宅の大規模な改修工事を行い、社宅規程第14条第2項に該当した場合は、社宅利用料が改定となり、今般のワンルーム化工事は改修規模が大きいことから、同条文に該当するものと想定され、平均で約3,000円~3,500円程度アップとなる見込みである考え方を示しました。

また、改修工事に伴い居室の面積が変更となった場合には、その増減に応じて社宅利用料が改定となります。

なお、社宅利用料を改定した場合には、社宅利用料改定通知書により本人に通知するとしています。

本部は、新築と同様の改修工事を行い、利便性が格段に向上されることから、新築の社宅利用料に見合う利用料の改定は、やむを得ないと判断したところです。
